

公益財団法人福島県スポーツ協会

「スポーツにおけるコンプライアンス相談窓口」設置規程

(趣 旨)

第1条 公益財団法人福島県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、公益財団法人福島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が提起するスポーツにおける暴力行為等に関する相談に対応するため、スポーツにおける暴力行為等相談窓口（以下「相談窓口」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(体 制)

第2条 本協会は、相談窓口を本協会総務・財務委員会の下に置き、その事務は、本協会事務局生涯スポーツ係が所掌する。

(相談内容の範囲)

第3条 相談窓口は、ガイドラインに掲げる次の事項に係る相談等に対応する。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシャル・ハラスメントに関する事。
- (3) アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止に関する事。
- (4) 指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方に関する事。
- (5) 不適切な経理処理及び不正行為に関する事。
- (6) その他、法令違反に関する事。

(対象の範囲)

第4条 相談窓口を利用できるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本協会加盟団体登録者及びその関係者等（親族、知人、所属する団体と一定の関係を有する者等をいう。以下同じ。）
- (2) 福島県スポーツ少年団登録者及びその関係者等。
- (3) 福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に加入している総合型地域スポーツクラブ参加者及び関係者等。
- (4) 本協会及び上記各号に規定する団体の職員

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれも可能とする。

- 2 本協会は、前項の利用方法について、本協会ホームページ及び広報誌「Sports Fukushima」等に掲載し、その周知徹底を図る。
- 3 相談窓口では、相談する者（以下、「相談者」という。相談者が被害者等本人でない場合にあっては被害者等本人を含む。）及びその関係者に対する不利益な取扱いがないように取り進める。
- 4 相談窓口は、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容の概要を把握する。

- 5 相談窓口では、相談内容に係る事実について、暴力行為等に係る行為者の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、当該行為があったと認められる相当な根拠をできる限り収集するよう努める。
- 6 相談者の連絡先が確保できないこと等によって、前2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来す場合においては、本協会は、当該相談に対応することを要しないものとする。
- 7 相談窓口は、相談を受けた場合は、公益財団法人日本スポーツ協会に報告し、公益財団法人日本スポーツ協会より調査等の協力依頼を受けた場合には関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。
- 8 本協会事務局生涯スポーツ係は、事案及び対応結果について、総務・財務委員会に報告するものとする。

(対応手順)

第6条 対応手順については別に定める。

(情報の保護)

- 第7条 本協会及び本規定に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談に係る事実（相談をする者（以下「相談者」という。相談者が被害者等本人でない場合にあつては、被害者等本人を含む。）や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。
- 2 本協会は、前項の定めに違反して秘密を漏洩した者がいた場合は、本協会の諸規定等に従って相当な処分を行う。

(対応者の責務)

第8条 相談窓口で相談等を受けた者は、法令及び本協会諸規定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

- 第9条 相談窓口では、相談者及びその関係者に対する不利益な取り扱いがなされないよう取り組める。
- 2 本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取り扱いを行わない。

(情報の開示)

- 第10条 本協会は、相談者が被害者である場合にその請求に応じて、結果のみを開示する。
- 2 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(補 則)

第11条 この規定に定めるものの他、この規定の実施のために必要な事項は、総務・財務委員会において定める。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

公益財団法人福島県体育協会及び加盟団体における 倫理に関するガイドライン

令和3年6月3日制定

＜ 趣 旨 ＞

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人福島県体育協会（以下「本会」という。）及び加盟団体は、本県のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することで、スポーツの健全性・高潔性を保ち続けることが求められる。

しかしながら、近年、スポーツ団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど）あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ事例が発生していることは憂慮すべき事態であり、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等について指導徹底することが求められる。

- (1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

- (2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的・差別的言動や表現及び相手が不快に感じる言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。

- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。

- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。

(注意 ... 無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

国民体育大会においてもドーピングコントロール検査が実施されており、

本会及び加盟団体においてはアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。

- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品やサプリメントなどによっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者はドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、各団体の経理規程に則り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事等による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェックを受けるようにすること。なお、公認会

計士などによる外部監査を受けることが望ましい。

- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

Ⅲ. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

Ⅳ. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、本会及び加盟団体は、次に示すような反社会的行為を厳に禁じるよう規定化すること。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など